

現行教育基本法の堅持を あらゆる場で求めるべき



問 教育基本法の改定が国会で継続審議となっている。

政府の改革案には、「教育の目標」として「国を愛する態度」など20もの「徳目」を法律で定め、その「目標の達成」を義務付け強制しようとするなど、憲法第19条が保障する思想・良心・内心の自由を踏みにじる内容となっている。

また第10条の教育内容への国家権力による「不当な支配」を厳しく禁止している内容を変え、政府・文部科学省の裁量行政による教育内容への国家介入を無制限に拡大し合法化するなど、重大な内容が含まれている。

教育基本法は、かつて、天皇絶対の専制政治が「お国のために命を捨てよ」と子供たちに教え込み、若者たちを戦争にかりたてたことを反省して、平和・人権尊重・民主主義という憲法の理想を実現する人間を育

てようと決意し、憲法と一体に制定された。

今回の改定は、これまでの「人格の完成」を目指す教育から「国策に従う人間」をつくる教育へと、教育の根本目標を180度転換させようとしている。

子供たちの未来を切り開くことを損なう改定は行うべきではなく、現教育基本法の堅持をあらゆる場で求めるべきであると思うがどうか。

教言長

教育基本法は、

戦後、日本国憲法や学校教育法とともに制定され、義務教育の年数、男女共学、学校教育、社会教育などについて規定したものである。

制定から半世紀を経過し、教育の現状と課題を21世紀の教育目標として踏まえ改善するため、現行の教育基本法を貫く理念を大切にしながら、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人

の育成を目指す観点で教育理念や原則を明確にするため、改正が必要として、改革案が閣議決定され、国会に提出された。

今回の改正には、改正を強く求める意見がある一方、「内心の自由を侵害する懸念がある」と反対の声がある。

教育基本法は日本の教育の根本となる教育理念や義務教育、あるいは教育の機会均等について定められるものであり、学校教育法や社会教育法など教育関係法規の根本法となるものであることから、改正にあたり十分な議論を踏まえた中で、その方向性が決められていくべきと考える。

地方教育行政の立場で求めることは、子供たちの未来を保障する、あるいは見守る制度を築いていくことに対してであり、その点についてはあらゆる機会を通じて意見を述べるべきと考える。

制度上、法律を制定するあるいは改正する作業は、地方の現場の声や多くの国民の声を反映してなされる

ものであり、こうした経過を経た現段階では、意見を述べる立場ではない。

国会で審議されている事

項については、国政の場でしっかりと審議がなされるものであり、その結果を注目したい。

